

平成27年

第3回市議会定例会 議案第8号

はこだてみらい館条例の制定について
はこだてみらい館条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

はこだてみらい館条例

(設置)

第1条 市民および観光客に対して先端的な技術を活用することその他の創意工夫を生かした体験および交流の場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図るため、市にはこだてみらい館を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 はこだてみらい館

位置 函館市若松町20番1号

(開館時間および休館日)

第3条 はこだてみらい館(以下「みらい館」という。)の開館時間および休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 みらい館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 先端的な技術を活用した体験の機会の提供に関する事。
- (2) 先端的な技術等に関する展示会、講演会等の開催に関する事。
- (3) その他みらい館の設置の目的を達成するために必要な事業

(入館の制限)

第5条 市長は、みらい館に入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他みらい館の管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第6条 みらい館に入館しようとする者は、あらかじめ、別表に定める入館料を納めなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

(入館料の不還付)

第7条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第8条 みらい館に入館した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 みらい館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第4条の事業の実施に関すること。

(2) みらい館の入館者に関すること。

(3) みらい館の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	入館料			
	個人	20人以上の団体	3箇月券	6箇月券
一般	600円 (550円)	1人につき480円	1,800円	3,000円
生徒 児童	300円 (250円)	1人につき240円	900円	1,500円
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) その他市長が特に認める者			

備考

- 1 括弧内の金額は、みらい館に入館し、およびはこだてキッズプラザの児童遊戯施設に入場することができる市長が別に定める共通利用券により入館しようとする場合の金額とする。
- 2 3箇月券とは、当該券を発行する日から起算して3月間に限り、記名の者がみらい館に入館することができる券をいう。
- 3 6箇月券とは、当該券を発行する日から起算して6月間に限り、記名の者がみらい館に入館することができる券をいう。

（提案理由）

若松町にははこだてみらい館を設置するため

はこだてみらい館条例施行規則大綱

- 1 開館時間および休館日について
- 2 入館者の遵守事項について